

**All Japan Educational Model United Nations**

**United Nations**  
General Assembly  
1<sup>st</sup> Committee (DISEC)

**EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE****A/80/1/DR.3****Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)****2025年8月5日**

Sponsor: Argentina, Austria, Chile, Costa Rica, Estonia, Ethiopia, Finland, Italy, Kuwait, Libya, Lithuania, Niger, Norway, Panama, Philippines, Poland, Portugal, Slovakia, South Sudan, Switzerland, Turkey, Turkmenistan, Ukraine, Venezuela

第80回国連総会第一委員会は、

国連軍縮研究所 (UNIDIR) を想起し、

AIの議論において、独占はあってはならず各国の主権の尊重が重要であることを認識し、

AIの制裁において発展途上国への配慮が必要であることを認識し、

AIに関する既存機関の拡大が必要であることを認識し、

国連事務総長並びに各国の人工知能 (AI) に関する議論を是認し、

引き続きAIに関する国際的な会議を促進する必要があることを強調し、

各国においてそれぞれの文化やAIの導入及び法整備等の状況が違うことを認識し、

AIに関する国際的な理念や基準の作成を重要視し、

全てのAIは世界人権宣言等、既存の国際人道法に基づいて開発運用されるべきであることを強調し、

各国や地域により文化や価値観が違うことが現状のAIの開発及び運用において十分に配慮されていないことを認識し、

AIは人類に対して様々な利益をもたらす可能性があると同時に軍事への転用は人間の尊厳を侵害する機能を有することを認識し、

完全自律型殺傷兵器 (LAWS) の定義を早急に決定することで国際社会での議論がより意味あるものとなることを強調し、

全ての武力行使において「意味ある人間の関与」そして人間による最終的な判断があるべきであることを認識し、

AIによる誤作動が起きた場合の責任主体を決定することの必要性を認識し、

責任あるイノベーションを促進し、人権を保護するEUのAI法を認識し、

グローバルな 平和と包摂性を確保するために、責任あるAIのイノベーションを可能にしつつ、明確な境界を設けることの重要性を再確認し、

AIによる自尊心の低下や、AIに関する教育不足の現状を不安に思い、

ディープフェイクをはじめとするAIによる誤情報や操作的コンテンツからの被害への対策の必要性を強調し、

AIの利用者のプライバシー保護の重要性を認識し、

国際司法裁判所 (International Court of Justice) を想起し、

AIの開発における監視や安全性を確保するための手段が必要であることを強調し、

AIの透明性を向上するための手段が必要であることを認識し、

1. 各国に対し、AI生成物に関してそれがAIにより生成されたことを示す識別マークを導入することを要請する；
2. 各国に対し、自国内のAIを運用する主体に対してそのアルゴリズムの透明化を図るよう求め、生成AIの透明性・安全性・公平性に関するガイドラインを策定することを要請し；
3. 各国に対し、AIに関する誤情報等が確認された場合にそのことを報告できる窓口を設置するよう要請する；
4. 各国に対し、上記主文において設置された窓口で報告されたAIの誤作動に関して、その対応及び対策を講じる努力をするよう要請する；
5. 各国に対し、生成AIに関して国際条約を特に以下の内容に関して将来的に策定することを要請する：
  - a. AIのリスクに関する安全指標、
  - b. 各国におけるAIに関する法整備の内容、
  - c. 各国における AIの安全な運用及び利用の教育；
6. 各国に対し、完全自立型兵器の定義をAIが行う意思決定、認識、攻撃において人間が介入しないものを完全自律型兵器として定義することを認識する；
7. 各国に対し、LAWSの定義を「完全自立型兵器かつ致命的な損害を与えうるもの」と強調する；
8. 各国に対し、LAWSの研究開発を国内において行わないよう要請する；
9. 各国に対し、LAWSの一切の保持及び使用をしないよう強く要請する；
10. 各国に対し、非軍事目的のAIによる誤作動が発生した場合の責任主体に関して国内法を整備することを要請する；
11. UNIDIRに対し、新機関が設立されるまでAIによる多国間にまたがる深刻な誤作動が発生した場合に、その問題への対処法及び発生原因となった国への制裁等に関して意見書を発表するよう要請する；
12. UNIDIRに対し、新機関が設立されるまでにAIの誤作動に関して制裁を議論する場合には、各AIに関する議論を行う国際機関から専門家 人の派遣を求めることを要請する；
13. 生成AI及び汎用AIに関する倫理原則と使用基準を定めた国内法の整備を促す；
14. 国連の下に各国の負担能力に応じた負担で、AIに関する専門機関の設置を5年以内に国連に要請する：
  - a. 生成AIに関する枠組み：
    - i. 「国連人工知能専門機関 (UNSAPI)」をオーストリア・ウィーンに本部として設立、
    - ii. 各国および中立的立場の専門家によるAI技術の国際的評価機構の創設、
    - iii. 2年に1回の国際会議を開催し、各国代表および専門家による議論の場の提供、
    - iv. AIの倫理的利用、誤情報防止、文化的保護等に関する国際ガイドラインの策定、
    - v. 各加盟国に対し、AIの使用状況と安全管理体制に関する定期的報告書の提出の要求、

## b. 軍事用AIに関する枠組み：

- i. 誤作動や非意図的被害に関する事故報告書の国際共有の義務づけ、
  - ii. 軍事AIの開発・配備に対する倫理的および戦略的政策提言の策定、
  - iii. 深刻な違反事例に対しては、制裁を含む対応措置に関する国際的な議論の開始；
15. データの収録・保存・利用に関する厳格な法的枠組みを導入し、利用者のプライバシー権を確実に保護することを促す；
  16. 各国に対し、AIの開発者がAIの意思決定過程および出力の根拠を利用者が理解できる形で開示するように要請する；
  17. 各国に対し、企業がAIの意思決定ログの記録および保存を義務化するように促す；
  18. 国家間の犯罪が発生した際、犯罪捜査の支援および協力を国際刑事警察機構（INTERPOL）の加盟国に促す；
  19. 明らかに人々の身体的、心理的に支障をきたすAIの利用禁止を各国に要請する；
  20. EUのAI法を確認し、加盟国・非加盟国を問わず、人間中心かつ安全なAI利用のために同様の基準を採用するよう奨励する；
  21. イノベーションと実効的な制限を両立させる枠組みを共同で開発することを各国に奨励し、AIが平和と共通の進歩のための手段であり続けることを確保する；
  22. AI兵器によって引き起こされた損害については、その誤作動や技術的失敗の性質に関わらず、ICJの仲裁の元、当該システムを配備または運用した国家が法的・倫理的責任を負うべきであることを強調する；
  23. 開発段階で第三者による監視システムの導入を各国に促す；
  24. 各国に対し、商用利用される全てのAI製品に対し、事前に中立的な第三者機関によるリスク評価および国際基準に基づく品質審査を義務づける制度の導入を要請する；
  25. ディープフェイクをはじめとするAIによる誤情報や操作的コンテンツからの被害を防ぐため、AIセキュリティ対策の強化ならびに関連法制度の整備と厳格化を促す；
  26. AIの学習データにおけるバイアスを是正することを目的として、開発過程において多様な背景・属性を持つステークホルダーの積極的な参画を推奨し、包摂的な技術開発を奨励する；
  27. AIによる人々の自尊心の低下を予防するため、すべての人々がAIリテラシーについて学べる学習環境の整備を各国に要請する；
  28. AIガバナンスを誰もが学べるオンラインプラットフォームの設置を国際社会に要請する。